

# 岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要

## 第1 改正の趣旨

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第32号）の施行に伴い、国民健康保険料賦課限度額及び同保険料の減額に係る軽減基準額の改定を行う。

## 第2 改正の内容

- (1) 国民健康保険料の賦課限度額を次のとおり改定する。

(第14条の6、第14条の6の10、第22条の5関係)

	現行	改正後
基礎賦課限度額	65万円	66万円
後期高齢者支援金等賦課限度額	24万円	26万円
介護納付金賦課限度額	17万円	変更なし

- (2) 国民健康保険料の減額に係る軽減判定所得を次のとおり改定する。

(第22条関係)

	現 行	改正後
7割軽減基準額	$43\text{万円} + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	変更なし
5割軽減基準額	$43\text{万円} + \underline{29.5\text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$	$43\text{万円} + \underline{30.5\text{万円}} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者数}) + 10\text{万円} \times (\text{給与所得者等の数} - 1)$

2割軽減基準額	$43\text{万円} + \underline{54.5\text{万円}} \times$ (被保険者数 + 特定同一世 帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)	$43\text{万円} + \underline{56\text{万円}} \times$ (被保険者数 + 特定同一世 帯所属者数) + 10万円 × (給与所得者等の数 - 1)
---------	---	---

### 第3 施行期日

令和7年4月1日

# 岩見沢市条例第11号

岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

岩見沢市長 松野 哲

## 岩見沢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岩見沢市国民健康保険条例（昭和48年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第14条の6中「65万円」を「66万円」に改める。

第14条の6の10中「24万円」を「26万円」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第22条の5第1項各号列記以外の部分中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項及び第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第7項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第8項中「65万円」を「66万円」に改める。

### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の岩見沢市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。